

## 災害時における自動車等の供給協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と学校法人五島育英会東急自動車学校（以下「乙」という。）とは、災害時における自動車等（乙の所有する普通乗用車、トラックその他の車両をいう。以下同じ。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における応急・復旧対策に関し、甲の乙に対する自動車等の供給協力依頼に必要な事項を定めることにより、もって災害応急・復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

### （自動車等の供給）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対応のために乙の提供する自動車等が必要であると認めるときは、乙に対し自動車等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し自動車等の供給を依頼する場合は、自動車等供給協力依頼書（第1号様式。以下「依頼書」という。）により、その使用する日時及び場所を指定して、自動車等の供給に係る協力を依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で自動車等の供給に係る協力を依頼し、事後に依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲の協力依頼があったときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し自動車等の供給について協力するものとする。

4 前項により乙が協力する場合は、自動車等供給協力受諾書（第2号様式。以下「受諾書」という。）を甲に発行し、協力の内容を明示する。

5 自動車等の供給の対価については、無償とする。

### （自動車等の使用報告）

第3条 甲は、乙から供給を受けた自動車等を運行したときは、その使用状況について、自動車等使用確認通知書（第3号様式。以下「確認通知書」という。）により速やかに乙に通知するものとする。ただし、乙の許可を得た上で、当該自動車等の返還の際に、事後に一括して通知することを妨げない。

### （運行方法等）

第4条 甲は、災害時に乙から供給を受けた自動車等を、次に掲げる施設の間で運行する。

- (1) 多摩市役所
- (2) 市内各公共施設
- (3) 市内被災地
- (4) 多摩市地域防災計画に基づく市内指定避難所及び二次避難所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害対応に必要な場所

### （経費の負担）

第5条 甲は、甲の使用に係る自動車等の運行に必要な経費（燃料費、消耗品等のことをいう。）を負担するものとする。

(事故等)

第6条 甲は、自動車等の運行に際し、事故等が発生したときは、乙に対し、自動車等事故報告書(第4号様式)により速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、甲に対し供給した自動車等が、故障その他の理由により運行の継続が困難となった場合は、第2条の定めに基づいて、速やかに当該自動車等を交換のうえ、甲に対し継続して供給協力を行うよう努める。

(原状復帰)

第7条 甲は、自動車等の使用が終了した際は、乙からの供給前の状態に復して乙に返還しなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲の自動車等の使用に起因して、乙の営業上の損害が発生した場合、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うよう努める。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年10月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 阿部 裕 行

乙 東京都多摩市唐木田三丁目6番  
学校法人 五島育英会 東急自動車学校  
代表者 校長 白石 明

第1号様式（第2条関係）

多 第 号  
年 月 日

学校法人 五島育英会 東急自動車学校  
校長 殿

多摩市長

自動車等供給協力依頼書

「災害時における自動車等の供給協力に関する協定書」第2条第2項の規定により、災害応急活動に必要な自動車等の供給について、下記のとおり依頼します。

依頼する車両台数	普通乗用車 台 その他（車種 ） 台
依頼期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用区間	
主な使用内容	
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

多摩市長

殿

学校法人 五島育英会 東急自動車学校  
校長

自動車等供給協力受諾書

「災害時における自動車等の供給協力に関する協定書」第2条第4項の規定により、 多  
第 号に基づく自動車等の供給依頼について、下記のとおり協力いたします。

車 種	車 両 番 号	供 給 期 間
		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
備 考		

※連絡先 部 課 担当 電話

第3号様式（第3条関係）

多 第 号  
年 月 日

学校法人 五島育英会 東急自動車学校  
校長 殿

多摩市長

自動車等使用確認通知書

供給いただきました自動車等について、「災害時における自動車等の供給協力に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり通知します。

使用した車両番号			
使用期間 及び時間	年 月 日	時 分 から	
	年 月 日	時 分 まで	
使用区間			
主な使用内容			
その他		確認	

※連絡先 部 課 担当 電話

第4号様式（第6条関係）

多 第 号  
年 月 日

学校法人 五島育英会 東急自動車学校  
校長 殿

多摩市長

避 難 用 自 動 車 等 事 故 報 告 書

供給いただきました自動車等について、運行中に事故が発生しましたので、「災害時における自動車等の供給協力に関する協定書」第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

車 両 番 号	
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
事 故 の 発 生 状 況 及 び 原 因	
死 傷 者 等 の 状 況 及 び 対 応	
そ の 他	

※ 撮影可能な場合は、写真を添付

※ 位置図等を添付